

令和七年十一月十八日受領
答弁第四五号

内閣衆質二一九第四五号

令和七年十一月十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員大西健介君提出旧統一教会の政治的関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出旧統一教会の政治的関与に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「文部科学省の解散命令請求」について言えば、所轄庁である文部科学大臣において、様々な情報収集を実施して行ったものであるところ、お尋ねについてお答えすることは、現在、裁判所に係属中の事件の今後の審理及び裁判に影響を及ぼすおそれがあることから、差し控えたい。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねについては、特定の政党の党員の募集という活動に関するものであることから、まずは当該政党において判断されるべき問題であり、政府としてお尋ねの「信者を集団入党させている事実」について「自民党の党員名簿」を確認することは考えていない。

三について

お尋ねの「旧統一教会と政党や政治家との関係」の「調査」については、政党及び政治家の政治活動の

自由と密接に関連する事柄であることから、それぞれの政党及び政治家において検討いただくべき問題であり、政府としてお尋ねの「中立な第三者機関を設けて、旧統一教会と政党や政治家との関係を徹底して調査」することは考えていない。